

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

○ 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第二条関係）	75
○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第三条関係）	79
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第四条関係）	80
○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第五条関係）	89
○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）（第六条関係）	91
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第七条関係）	93
○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）（第八条関係）	95
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）（第九条関係）	96
○ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（抄）（第九条関係）	99
○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（抄）（第九条関係）	102
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）（第九条関係）	105
○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（抄）（第九条関係）	108
○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（抄）（第九条関係）	111
○ 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第七十二号）（抄）（第九条関係）	114
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第十条関係）	117
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）（第十一条関係）	119
○ 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）（第十一条関係）	120
○ 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（抄）（第十一条関係）	121
○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）（第十一条関係）	122
○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）（第十一条関係）	123
○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年	

○	政令第四十二号）（抄）（第十一条関係）	124
○	医療法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十一号）（抄）（第十一条関係）	126
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）（第十一条関係）	127
○	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（抄）（第十二条関係）	128
○	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）（第十二条関係）	129
○	計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）（第十三条関係）	130
○	産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（抄）（第十四条関係）	131
○	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）（第十五条関係）	132
○	電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）（第十六条関係）	135
○	確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（第十七条関係）	136
○	郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）（第十八条関係）	140
○	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（抄）（第十九条関係）	141
○	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（抄）（第二十条関係）	144
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第二十一条関係）	154
○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二十二条関係）	156

○ 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職金共済契約による退職金の額）</p> <p>第一条 中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第十条第二項第一号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（以下「区分掛金納付月数」という。）に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額（退職が死亡による場合にあつては、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（退職金共済契約解除時に共済契約者の申出により解約手当金相当額が引き渡される制度）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める制度は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金</p> <p>三 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度</p> <p>（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）</p> <p>第九条 法第三十一条の二第一項（同条第六項において読み替えて準</p>	<p>（退職金共済契約による退職金の額）</p> <p>第一条 中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第十条第二項第一号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（以下この条において「区分掛金納付月数」という。）に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額（退職が死亡による場合にあつては、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（退職金共済契約解除時に共済契約者の申出により解約手当金相当額が引き渡される制度）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める制度は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度</p> <p>（新設）</p>

用する場合を含む。第七項各号列記以外の部分及び第九項において同じ。）の政令で定める金額は、廃止団体に法第三十一条第一項の規定により引き渡された金額及び所得税法施行令第七十三条第一項第八号ハの規定により引き渡された金額とする。

2| 法第三十一条の二第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第一の式により定まる金額とする。

3| 法第三十一条の二第二項の政令で定める月数は、被共済者が退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録第一において「各月数」という。）のうち、付録第一の式により各月数により定まる金額が受入金額を超えない範囲内において最大となるもの（法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月）とする。

4| 法第三十一条の二第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

5| 法第三十一条の二第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

6| 法第三十一条の二第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額（次項第一号において「計算後残余額」という。）

二 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定

の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額（次項第二号において「元利合計額」という。）

7 | 法第三十条第四項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第三十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十一条の二第三項及び第七項並びに第十五条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第二十九条第一項若しくは第二項（法第三十条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条第二項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 | 法第三十条第四項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 計算後残余額

二 | 法第三十条第四項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 元利合計額

8 | 法第三十一条の二第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規

定にかかわらず、法第三十一条の二第九項の退職金の額の算定に係る規定の例により計算して得た額とする。

9 前三項に規定する場合のほか、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定業種掛金納付月数を算定するための換算方法)

第十条 (略)

(特定業種退職金共済契約による退職金の額)

第十一条 法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 特定業種区分掛金納付月数(特定業種掛金月額

(掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数乗じて得た額をいう。次条及び第十四条において同じ。))を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数(この月数の算定については、前条の例による。)をいう。以下同じ。)に応じ別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額(法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額)

二 二十四月以上四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額

(特定業種掛金納付月数を算定するための換算方法)

第九条 (略)

(特定業種退職金共済契約による退職金の額)

第十条 法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(新設)

一 四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数(特定業種掛金月額(掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数乗じて得た額をいう。以下同じ。))を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数(この月数の算定については、同条の例による

三 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ指定表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

2 前項第三号の指定表とは、別表第六から別表第八までのうちから

特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表をいう。

（削除）

。をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額を合算して得た額

二 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ、別表第五から別表第七までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等）

第十一条 法第四十六条第一項の規定により、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合において、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が甲特定業種に係る勘定から乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金

共済契約の被共済者となった日における掛金の日額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が二十四未満である場合移動時特定業種掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数（以下次項までにおいて「甲特定業種掛金納付月数」という。）に相当する数を超える場合には、当該甲特定業種掛金納付月数に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該甲特定業種掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき前条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月数（甲特定業種掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。）ごとに得られる乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 | 前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 甲特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額

二 甲特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第四十六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

- ロ 法第四十六条第一項第二号に掲げる場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において法第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額
- 3 機構は、前項第二号に掲げる場合において、繰入金額が同号に定める額に満たないときは、その差額を法第四十六条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。
- 4 法第四十六条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。
 - 一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数
 - 二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数
- 5 法第四十六条第二項後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、前条の規定にかかわらず、繰入金額に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。）の総額を加算して得た額とする。

月数への通算に係る金額等)

第十二条 法第四十六条第二項の政令で定める金額は、被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ乙特定業種に係る別表第九等(別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十、別表第八に係る特定業種にあつては別表第十一をいう。次条及び第十四条第一項において同じ。)の下欄に定める金額に、当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額(次項及び第四項第一号において「移動時特定業種掛金月額」という。)を千円で除して得た数を乗じて得た金額のうち、法第四十六条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。

2 法第四十六条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

3 法第四十六条第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該被共済者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、次の各号に掲げる特定業種の区分に応じ、当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額(次項及び第五項において「計算後残余額」という。)を加算して得た額とする。

- 一 別表第六に係る特定業種 年三・パーセント
- 二 別表第七に係る特定業種 年二・三・パーセント

(新設)

三 別表第八に係る特定業種 年〇・五パーセント

4 乙 特定業種に係る特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数（次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。）が二十四月（その者が法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。）未満である場合における退職金の額は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数にその者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数を加えた月数（以下この号において「合算月数」という。）が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、前条第一項の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を）を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

5 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が前条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、前条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数）
第十三条 法第五十三条の政令で定める金額は、中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数を上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額のいずれかに特定業種退職金共済契約の効力が生じた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た額と同額の金額とし、同条の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた別表第九等の下欄に定める金額に対応する別表第九等の上欄に定める月数とする。

（削除）

（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数）
第十二条 法第五十三条の政令で定める金額は、別表第八等（別表第五に係る特定業種にあつては別表第八、別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十をいう。以下この条において同じ。）の上欄に定めるいずれかの金額に特定業種退職金共済契約の効力が生じた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た額と同額の金額とし、同条の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた別表第八等の上欄に定める金額に対応する別表第八等の下欄に定める月数とする。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の繰入金額、通算月数等）

第十三条 法第五十五条第一項の規定により機構が一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の掛金納付月数に相当する数を超える

場合には、当該掛金納付月数に相当する数とする。)を乗じて得た額

二 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき第十条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月数(当該被共済者の掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。)ごとに得られる退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2| 前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 掛金納付月数が二十四月未満である場合 退職金共済契約に基づき納付された掛金及び過去勤務掛金の総額

二 掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

ロ 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

3| 機構は、繰入金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、その差額を法第五十五条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。

一 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

二 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

4 | 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数

二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数

5 | 法第五十五条第二項後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、第十条の規定にかかわらず、繰入金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第五十五条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。）の総額を加算して得た額とする。

（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の繰入金額、通算月数等）

第十四条 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により機構が特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に繰り入れなければならない金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等）

第十四条 法第五十五条第二項の政令で定める金額は、被共済者の掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額に、当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額（次項及び第四項第一号において「移動時特定業種掛金月額」

という。)を千円で除して得た数を乗じて得た金額のうち、同条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。

2 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十一条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

3 法第五十五条第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、特定業種掛金納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、第十二条第三項各号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額(次項及び第五項において「計算後残余額」という。)を加算して得た額とする。

4 特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数(次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。)が二十四月(その者が法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。)未満である場合における退職金の額は、第十一条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数(以下この号において「合算月数」という。)が二十四月未満である場合
移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、第十一条第一項の規定を適用した場合に得られる額(その額が第一項の政令で定める金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金(法第五十五条第二

、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を退職金共済契約の効力が生じた日における当該被共済者に係る掛金月額(以下この条において「移動時掛金月額」という。)で除して得た数(以下この項において「被通算限度月数」という。)が三十一未満である場合 移動時掛金月額に被通算限度月数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する数を超える場合には、当該特定業種掛金納付月数に相当する数とする。)を乗じて得た額

二 被通算限度月数が三十一以上であり、かつ、当該被共済者の特定業種掛金納付月数が三十一未満である場合 移動時掛金月額に当該特定業種掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が三十一以上であり、かつ、当該被共済者の特定業種掛金納付月数が三十一以上である場合 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から三十一月又は三十一月に十二月の整数倍の月数を加えた月数(当該被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。以下第三項までにおいて「算定基礎月数」という。)分さかのぼつた月において同日に相当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。)に退職金共済契約の効力が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が移動時掛金月額に相当する額の掛金月額により納付され、かつ、現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月に退職したもののみなして法第十条第二項(第一号を除く。)の規定を適用した場合に各算定基礎月数ごとに得られる退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

5 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が第十一条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、第十一条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

2 前項の繰入限度額は、特定業種退職金共済契約及び退職金共済契約を、それぞれ、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約及び乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約とみなして第十一条第二項各号の規定を適用した場合に得られる当該各号に定める額とする。

3 第一項第三号の規定により法第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に各算定基礎月数ごとに得られる退職金の額を算定する場合において、みなし加入日が平成三年四月一日の日であるときは、同項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

4 機構は、第一項の繰入れに係る被共済者の特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合において、繰入金額が第二項に規定する繰入限度額に満たないときは、その差額を当該被共済者に支給するものとする。

5 法第五十五条第四項に規定する退職金共済契約の被共済者（以下「移動被共済者」という。）のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数（同項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金（第八項において「みなし納付掛金」という。）に係る掛金納付月数を除く。）を加えた月数（第八項において「合算月数」という。）が十二月以上となる者については、法第十条第一項ただし書（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 移動被共済者に対する法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該各号に定める日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が移動時掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなす。

第十五条 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされ
（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者
となつた場合における掛金納付月数への通算に係る金額等）

（新設）

- 一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から繰入金額を移動時掛金月額で除して得た数に相当する月数分さかのぼつた月において同日に相当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）
 - 二 第一項第三号に掲げる場合 みなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日
- 7 | 前項第二号に定める日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対する法第十条第二項第三号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。
- 8 | 掛金納付月数（みなし納付掛金に係る掛金納付月数を含む。）が二十四月未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 合算月数が二十四月未満である場合 移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、法第十条第二項第一号の規定を適用した場合に得られる額（その額が繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金（みなし納付掛金を除く。次号において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）
 - 二 合算月数が二十四月以上である場合 繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額を加算して得た額

る同条第二項の政令で定める金額は、被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数（付録第二において「各月数」という。）に応じ別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第二の式により定まる金額のうち、同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰り入れられた金額（付録第二において「繰入金額」という。）を超えない範囲内において当該定まる金額の算定の基礎とされた月数が最大となるものとする⁹。

2| 法第五十五条第四項に規定する場合に係る退職金共済契約の被共済者（以下この条において「移動被共済者」という。）のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数を加えた月数（第九項第一号において「合算月数」という。）が十二月以上となる者に関して法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れがあつた後に行われる退職金共済契約に係る退職金の支給については、法第十条第一項ただし書（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3| 移動被共済者に対する法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から第一項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数分遡つた月において同日に該当する日（その日に該当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該移動被共済者に係る掛金月額（第九項第一号において「移動時掛金月額」という。）に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなす。

4| みなし加入日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対

する法第十条第二項第三号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

5 | 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、年一パーセントの利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該繰入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。以下この条において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

6 | 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

7 | 法第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第五項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項並びに法第三十条第二項並びにこの条第五項の規定にかかわらず、法第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に計算後残余額を加算した額とする。

8 | 前項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 | 掛金納付月数（法第五十五条第四項の規定によりその例によるこ

ととされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金（以下この項において「みなし納付掛金」という。）に係る掛金納付月数を含む。次項及び第十一項において同じ。）が二十四月（退職が死亡による場合に於ては、十二月。以下この条において同じ。）未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 合算月数が二十四月未満である場合 移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、法第十条第二項第一号の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金（みなし納付掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

10) 掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が法第十条第二項又はこの条第五項若しくは第六項の規定により算定した額を超える移動被共済者（次項において「調整被共済者」という。）に係る退職金及び解約手当金の額は、これらの規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

11) 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合又は調整被共済者である場合における退職金及び解約手当金の額は、前四項の規定にかかわら

ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合 第九項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額（法第三十条第二項第二号イに規定する計算後受入金額をいう。次号において同じ。）を加算して得た額

二 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、調整被共済者である場合 前項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額を加算して得た額

（厚生労働省令への委任）

第十六条 第十二条及び前二条に定めるもののほか、特定業種退職金共済契約の被共済者が他の特定業種退職金共済契約又は退職金共済契約の被共済者となつた場合及び退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における退職金及び解約手当金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（教育公務員の範囲）

第十七条 （略）

（財形住宅債券の形式）

第十八条 （略）

（財形住宅債券の発行の方法）

第十九条 （略）

（財形住宅債券申込証）

第二十条 （略）

（厚生労働省令への委任）

第十五条 第十一条及び前二条に定めるもののほか、特定業種退職金共済契約の被共済者が他の特定業種退職金共済契約又は退職金共済契約の被共済者となつた場合及び退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における退職金及び解約手当金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（教育公務員の範囲）

第十五条の二 （略）

（財形住宅債券の形式）

第十六条 （略）

（財形住宅債券の発行の方法）

第十七条 （略）

（財形住宅債券申込証）

第十八条 （略）

（財形住宅債券の引受け）
第二十一条（略）

（財形住宅債券の成立の特則）
第二十二条（略）

（財形住宅債券の払込み）
第二十三条（略）

（債券の発行）

第二十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（財形住宅債券原簿）

第二十五条 機構は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

2 財形住宅債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二（略）

三 第二十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四（略）

（利札が欠けている場合）

第二十六条（略）

（財形住宅債券の引受け）
第十九条（略）

（財形住宅債券の成立の特則）
第二十条（略）

（財形住宅債券の払込み）
第二十一条（略）

（債券の発行）

第二十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（財形住宅債券原簿）

第二十三条 機構は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

2 財形住宅債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二（略）

三 第十八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四（略）

（利札が欠けている場合）

第二十四条（略）

(財形住宅債券の発行の認可)

第二十七条 機構は、法第七十五条の二第一項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 第二十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

(運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約)

第二十八条 (略)

(基本方針の趣旨の提示を必要としない保険料の払込み)

第二十九条 (略)

(国土交通大臣の職権の委任)

第三十条 (略)

別表第一 (第一条、第十一条関係)

(略)

別表第五 (第九条、第十五条関係)

月数	金額
〇月	〇円
一月	一、〇一〇円

(財形住宅債券の発行の認可)

第二十五条 機構は、法第七十五条の二第一項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 第十八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

(運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約)

第二十六条 (略)

(基本方針の趣旨の提示を必要としない保険料の払込み)

第二十七条 (略)

(国土交通大臣の職権の委任)

第二十八条 (略)

別表第一 (第一条関係)

(略)

別表第五 (第十条関係)

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額

二月	二、〇三〇円
三月	三、〇六〇円
四月	四、一一〇円
五月	五、一六〇円
六月	六、二一〇円
七月	七、三一〇円
八月	八、四一〇円
九月	九、五二〇円
一〇月	一〇、六四〇円
十一月	一一、七八〇円
十二月	一二、八九〇円
一三月	一三、九六〇円
一四月	一五、〇四〇円
一五月	一六、一三〇円
一六月	一七、二二〇円
一七月	一八、三二〇円
一八月	一九、四二〇円
一九月	二〇、五三〇円
二〇月	二一、六五〇円
二一月	二二、七六〇円
二二月	二三、八九〇円
二三月	二五、〇二〇円
二三月に一月から二三月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二五、〇二〇円に、上欄で二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額
三五月に一月から二三月まで	三七、〇六〇円に、上欄で三五月

四三月から五一月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
五二月から六三月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
六四月から八九月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
九〇月から一一六月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
一一七月から一三三月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一三四月から一三八月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一三九月から一四五月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一四六月から一七四月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一七五月	二二九、八〇〇円
一七六月から一九五月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一九六月から二三五月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
二三六月から二七一十月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
二七二月から三〇七月まで	一、九〇〇円を前月金額に加算した金額
三〇八月から三三九月まで	二、〇〇〇円を前月金額に加算した金額

での月数をそれぞれ加えて 得た月数	に 加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、〇一〇円 を加えて得た額
四七月に一月から一二月ま での月数をそれぞれ加えて 得た月数	四九、一三〇円に、上欄で四七月 に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、〇〇〇円 を加えて得た額
五九月に一月から一二月ま での月数をそれぞれ加えて 得た月数	六一、〇九〇円に、上欄で五九月 に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、〇七〇円 を加えて得た額
七一月に一月から一二月ま での月数をそれぞれ加えて 得た月数	七三、八九〇円に、上欄で七一月 に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、〇八〇円 を加えて得た額
八三月に一月から一二月ま での月数をそれぞれ加えて 得た月数	八六、八一〇円に、上欄で八三月 に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、〇九〇円 を加えて得た額
九五月に一月から一二月ま での月数をそれぞれ加えて 得た月数	九九、八三〇円に、上欄で九五月 に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一〇〇円 を加えて得た額
一〇七月に一月から一二月 までの月数をそれぞれ加え て得た月数	一一二、九六〇円に、上欄で一〇 七月に加えた月数に応じて、当該 加えた月数の一月につき一、一一 〇円を加えて得た額

三四〇月から三六三月まで	した金額 二、一〇〇円を前月金額に加算
三六四月から三八三月まで	した金額 二、二〇〇円を前月金額に加算
三八四月から四〇三月まで	した金額 二、三〇〇円を前月金額に加算
四〇四月から四二三月まで	した金額 二、四〇〇円を前月金額に加算
四二四月から四四三月まで	した金額 二、五〇〇円を前月金額に加算
四四四月から四五五月まで	した金額 二、六〇〇円を前月金額に加算
四五六月から四六七月まで	した金額 二、七〇〇円を前月金額に加算
四六八月から四八五月まで	した金額 二、八〇〇円を前月金額に加算
四八六月から五〇六月まで	した金額 二、九〇〇円を前月金額に加算
五〇七月から五四〇月まで	した金額 三、〇〇〇円を前月金額に加算
五四一月以上の月数	当該月数から一二減じた月数に おける増加額に一〇〇円を加算 した金額を前月金額に加算した 金額

<p>一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一二六、二一〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>
<p>一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一三九、五九〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一三〇円を加えて得た額</p>
<p>一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一五三、一一〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額</p>
<p>一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一六六、七五〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一八〇、五二〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額</p>
<p>一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一九四、四二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇円を加えて得た額</p>
<p>一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二〇八、四六〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一八〇円を加えて得た額</p>

<p>二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額 二二二、六四〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額</p>
<p>二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額 二三六、九七〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二一〇円を加えて得た額</p>
<p>二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額 二五一、四四〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額</p>
<p>二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額 二六六、〇五〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二三円を加えて得た額</p>
<p>二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額 二八〇、八一〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額</p>
<p>二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額 二九五、七〇〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二六〇円を加えて得た額</p>
<p>二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額 三一〇、七五〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該</p>

得た月数	二八七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	加えた月数の一月につき一、二七〇円を加えて得た額
得た月数	二九九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	〇円を加えて得た額 三四一、三〇〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二九〇円を加えて得た額
得た月数	三一一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	〇円を加えて得た額 三五六、七九〇円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三二〇円を加えて得た額
得た月数	三二三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	〇円を加えて得た額 三七二、四四〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三三八、二五〇円に、上欄で三二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三三〇円を加えて得た額
得た月数	三三五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	〇円を加えて得た額 四〇四、二一〇円に、上欄で三三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三四〇円を加えて得た額
得た月数	三四七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	〇円を加えて得た額 四二〇、三二〇円に、上欄で三三

<p>までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三六〇円を加えて得た額</p>
<p>三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四三六、六〇〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額</p>
<p>三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四五三、〇四〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三八〇円を加えて得た額</p>
<p>三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四六九、六二〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四〇〇円を加えて得た額</p>
<p>四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四八六、三七〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四一〇円を加えて得た額</p>
<p>四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五〇三、二八〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四二〇円を加えて得た額</p>
<p>四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五二〇、三四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四四〇円を加えて得た額</p>

四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五三七、五七〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四五〇円を加えて得た額
四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五五四、九五〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四六〇円を加えて得た額
四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五七二、四九〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四八〇円を加えて得た額
四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五九〇、二〇〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四九〇円を加えて得た額
四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六〇八、〇六〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五一〇円を加えて得た額
五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六二六、一一〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五二〇円を加えて得た額
五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六四四、三二〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五三〇円を加えて得た額

五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	〇円を加えて得た額 六六二、七〇〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五四〇円を加えて得た額 六八二、七七〇円
-------------------------------	---

別表第六（第十一条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から四八月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
四九月から五九月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
六〇月から八七月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
八八月から一一一月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
一二二月から一二九月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一三〇月から一三八月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一三九月から一四一月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一四二月から一五九月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額

別表第六（第十条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月	四三、一〇〇円
四四月	四四、二〇〇円
四五月	四五、三〇〇円
四六月	四六、四〇〇円
四七月	四七、五〇〇円
四八月	四八、六〇〇円
四九月	四九、七〇〇円
五〇月	五〇、八〇〇円
五一月	五一、九〇〇円
五二月	五三、〇〇〇円
五三月	五四、一〇〇円
五四月	五五、二〇〇円
五五月	五六、三〇〇円
五六月	五七、四〇〇円
五七月	五八、五〇〇円
五八月	五九、六〇〇円

一六〇月から一七四月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
一七五月から一八〇月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一八一月から二一〇月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
二二一月から二四〇月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
二四一月から二六四月まで	一、九〇〇円を前月金額に加算した金額
二六五月から二八八月まで	二、〇〇〇円を前月金額に加算した金額
二八九月から三一二月まで	二、一〇〇円を前月金額に加算した金額
三一三月から三三三月まで	二、二〇〇円を前月金額に加算した金額
三三四月から三五四月まで	二、三〇〇円を前月金額に加算した金額
三五五月から三七二月まで	二、四〇〇円を前月金額に加算した金額
三七三月から三九〇月まで	二、五〇〇円を前月金額に加算した金額
三九一月から四〇八月まで	二、六〇〇円を前月金額に加算した金額
四〇九月から四二六月まで	二、七〇〇円を前月金額に加算した金額
四二七月から四四二月まで	二、八〇〇円を前月金額に加算した金額

八五月	九一、六〇〇円
八四月	九〇、四〇〇円
八三月	八九、二〇〇円
八二月	八八、〇〇〇円
八一月	八六、八〇〇円
八〇月	八五、六〇〇円
七九月	八四、四〇〇円
七八月	八三、二〇〇円
七七月	八二、〇〇〇円
七六月	八〇、八〇〇円
七五月	七九、六〇〇円
七四月	七八、四〇〇円
七三月	七七、二〇〇円
七二月	七六、〇〇〇円
七一月	七四、八〇〇円
七〇月	七三、六〇〇円
六九月	七二、四〇〇円
六八月	七一、二〇〇円
六七月	七〇、〇〇〇円
六六月	六八、八〇〇円
六五月	六七、六〇〇円
六四月	六六、四〇〇円
六三月	六五、二〇〇円
六二月	六四、〇〇〇円
六一月	六二、九〇〇円
六〇月	六一、八〇〇円
五九月	六〇、七〇〇円

	四四三月から四五六月まで	た金額	二、九〇〇円を前月金額に加算し
	四五七月から四六八月まで	た金額	三、〇〇〇円を前月金額に加算し
	四六九月から四八〇月まで	た金額	三、一〇〇円を前月金額に加算し
	四八一月から四九二月まで	た金額	三、二〇〇円を前月金額に加算し
	四九三月から五〇四月まで	た金額	三、三〇〇円を前月金額に加算し
	五〇五月から五一六月まで	た金額	三、四〇〇円を前月金額に加算し
	五一七月から五二八月まで	た金額	三、五〇〇円を前月金額に加算し
	五二九月から五四〇月まで	た金額	三、六〇〇円を前月金額に加算し
	五四一月以上の月数	金額を前月金額に加算した金額	当該月数から一二減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額

一一二月	一一七、二〇〇円
一一一月	一一五、八〇〇円
一一〇月	一一四、四〇〇円
一〇九月	一一三、〇〇〇円
一〇八月	一一一、六〇〇円
一〇七月	一一〇、二〇〇円
一〇六月	一一八、八〇〇円
一〇五月	一一七、五〇〇円
一〇四月	一一六、二〇〇円
一〇三月	一一四、九〇〇円
一〇二月	一一三、六〇〇円
一〇一月	一一二、三〇〇円
一〇〇月	一一一、〇〇〇円
九九月	一〇九、七〇〇円
九八月	一〇八、四〇〇円
九七月	一〇七、一〇〇円
九六月	一〇五、八〇〇円
九五月	一〇四、五〇〇円
九四月	一〇三、二〇〇円
九三月	一〇一、九〇〇円
九二月	一〇〇、六〇〇円
九一月	九九、三〇〇円
九〇月	九八、〇〇〇円
八九月	九六、七〇〇円
八八月	九五、四〇〇円
八七月	九四、一〇〇円
八六月	九二、八〇〇円

一三九月	一三八月	一三七月	一三六月	一三五月	一三四月	一三三月	一三二月	一三一月	一三〇月	一二九月	一二八月	一二七月	一二六月	一二五月	一二四月	一二三月	一二二月	一一一月	一一〇月	一一九月	一一八月	一一七月	一一六月	一一五月	一一四月	一一三月
一六七、八〇〇円	一六六、二〇〇円	一六四、六〇〇円	一六三、〇〇〇円	一六一、四〇〇円	一五九、八〇〇円	一五八、二〇〇円	一五六、六〇〇円	一五五、〇〇〇円	一五三、五〇〇円	一五二、〇〇〇円	一五〇、五〇〇円	一四九、〇〇〇円	一四七、五〇〇円	一四六、〇〇〇円	一四四、五〇〇円	一四三、〇〇〇円	一四一、五〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一三八、五〇〇円	一三七、〇〇〇円	一三五、六〇〇円	一三四、二〇〇円	一三二、八〇〇円	一三一、四〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一二八、六〇〇円

一六六月	一六五月	一六四月	一六三月	一六二月	一六一月	一六〇月	一五九月	一五八月	一五七月	一五六月	一五五月	一五四月	一五三月	一五二月	一五一月	一五〇月	一四九月	一四八月	一四七月	一四六月	一四五月	一四四月	一四三月	一四二月	一四一月	一四〇月
二二三、七〇〇円	二二二、一〇〇円	二二〇、五〇〇円	二〇八、九〇〇円	二〇七、三〇〇円	二〇五、七〇〇円	二〇四、一〇〇円	二〇二、四〇〇円	二〇〇、七〇〇円	一九九、〇〇〇円	一九七、三〇〇円	一九五、六〇〇円	一九三、九〇〇円	一九二、二〇〇円	一九〇、四〇〇円	一八八、六〇〇円	一八六、八〇〇円	一八五、〇〇〇円	一八三、二〇〇円	一八一、四〇〇円	一七九、六〇〇円	一七七、八〇〇円	一七六、〇〇〇円	一七四、三〇〇円	一七二、六〇〇円	一七一、〇〇〇円	一六九、四〇〇円

一九三月	二五六、一〇〇円
一九二月	二五四、六〇〇円
一九一月	二五三、一〇〇円
一九〇月	二五一、六〇〇円
一八九月	二五〇、一〇〇円
一八八月	二四八、六〇〇円
一八七月	二四七、一〇〇円
一八六月	二四五、六〇〇円
一八五月	二四四、一〇〇円
一八四月	二四二、六〇〇円
一八三月	二四一、一〇〇円
一八二月	二三九、六〇〇円
一八一月	二三八、一〇〇円
一八〇月	二三六、六〇〇円
一七九月	二三五、〇〇〇円
一七八月	二三三、四〇〇円
一七七月	二三一、八〇〇円
一七六月	二三〇、二〇〇円
一七五月	二二八、五〇〇円
一七四月	二二六、八〇〇円
一七三月	二二五、一〇〇円
一七二月	二三三、四〇〇円
一七一月	二二一、七〇〇円
一七〇月	二三〇、一〇〇円
一六九月	二二八、五〇〇円
一六八月	二二六、九〇〇円
一六七月	二二五、三〇〇円

二二〇月	二二九月	二二八月	二二七月	二二六月	二二五月	二二四月	二二三月	二二二月	二二一月	二二〇月	二〇九月	二〇八月	二〇七月	二〇六月	二〇五月	二〇四月	二〇三月	二〇二月	二〇一月	二〇〇月	一九九月	一九八月	一九七月	一九六月	一九五月	一九四月
二九六、六〇〇円	二九五、一〇〇円	二九三、六〇〇円	二九二、一〇〇円	二九〇、六〇〇円	二八九、一〇〇円	二八七、六〇〇円	二八六、一〇〇円	二八四、六〇〇円	二八三、一〇〇円	二八一、六〇〇円	二八〇、一〇〇円	二七八、六〇〇円	二七七、一〇〇円	二七五、六〇〇円	二七四、一〇〇円	二七二、六〇〇円	二七一、一〇〇円	二六九、六〇〇円	二六八、一〇〇円	二六六、六〇〇円	二六五、一〇〇円	二六三、六〇〇円	二六二、一〇〇円	二六〇、六〇〇円	二五九、一〇〇円	二五七、六〇〇円

二四七月	三三九、三〇〇円
二四六月	三三七、七〇〇円
二四五月	三三六、一〇〇円
二四四月	三三四、五〇〇円
二四三月	三三二、九〇〇円
二四二月	三三一、三〇〇円
二四一月	三二九、七〇〇円
二四〇月	三二八、一〇〇円
二三九月	三二六、五〇〇円
二三八月	三二四、九〇〇円
二三七月	三二三、三〇〇円
二三六月	三二一、七〇〇円
二三五月	三二〇、一〇〇円
二三四月	三一八、五〇〇円
二三三月	三一六、九〇〇円
二三二月	三一五、三〇〇円
二三一一月	三一三、七〇〇円
二三〇月	三一二、一〇〇円
二二九月	三一〇、五〇〇円
二二八月	三〇八、九〇〇円
二二七月	三〇七、三〇〇円
二二六月	三〇五、七〇〇円
二二五月	三〇四、一〇〇円
二二四月	三〇二、六〇〇円
二三三月	三〇一、一〇〇円
二三二月	二九九、六〇〇円
二三一一月	二九八、一〇〇円

二七四月	二七三月	二七二月	二七一月	二七〇月	二六九月	二六八月	二六七月	二六六月	二六五月	二六四月	二六三月	二六二月	二六一月	二六〇月	二五九月	二五八月	二五七月	二五六月	二五五月	二五四月	二五三月	二五二月	二五一月	二五〇月	二四九月	二四八月
三八二、九〇〇円	三八一、二〇〇円	三七九、五〇〇円	三七七、八〇〇円	三七六、一〇〇円	三七四、五〇〇円	三七二、九〇〇円	三七一、三〇〇円	三六九、七〇〇円	三六八、一〇〇円	三六六、五〇〇円	三六四、九〇〇円	三六三、三〇〇円	三六一、七〇〇円	三六〇、一〇〇円	三五八、五〇〇円	三五六、九〇〇円	三五五、三〇〇円	三五三、七〇〇円	三五二、一〇〇円	三五〇、五〇〇円	三四八、九〇〇円	三四七、三〇〇円	三四五、七〇〇円	三四四、一〇〇円	三四二、五〇〇円	三四〇、九〇〇円

三〇一月	三〇〇月	二九九月	二九八月	二九七月	二九六月	二九五月	二九四月	二九三月	二九二月	二九一月	二九〇月	二八九月	二八八月	二八七月	二八六月	二八五月	二八四月	二八三月	二八二月	二八一月	二八〇月	二七九月	二七八月	二七七月	二七六月	二七五月
四二八、八〇〇円	四二七、一〇〇〇円	四二五、四〇〇〇円	四二三、七〇〇〇円	四二二、〇〇〇〇円	四二〇、三〇〇〇円	四一八、六〇〇〇円	四一六、九〇〇〇円	四一五、二〇〇〇円	四一三、五〇〇〇円	四一一、八〇〇〇円	四一〇、一〇〇〇円	四〇八、四〇〇〇円	四〇六、七〇〇〇円	四〇五、〇〇〇〇円	四〇三、三〇〇〇円	四〇一、六〇〇〇円	三九九、九〇〇〇円	三九八、二〇〇〇円	三九六、五〇〇〇円	三九四、八〇〇〇円	三九三、一〇〇〇円	三九一、四〇〇〇円	三八九、七〇〇〇円	三八八、〇〇〇〇円	三八六、三〇〇〇円	三八四、六〇〇〇円

三二八月	四七五、五〇〇円
三二七月	四七三、七〇〇円
三二六月	四七一、九〇〇円
三二五月	四七〇、一〇〇円
三二四月	四六八、三〇〇円
三二三月	四六六、五〇〇円
三二二月	四六四、七〇〇円
三二一月	四六二、九〇〇円
三二〇月	四六一、一〇〇円
三一九月	四五九、四〇〇円
三一八月	四五七、七〇〇円
三一七月	四五六、〇〇〇円
三一六月	四五四、三〇〇円
三一五月	四五二、六〇〇円
三一四月	四五〇、九〇〇円
三一三月	四四九、二〇〇円
三一二月	四四七、五〇〇円
三十一月	四四五、八〇〇円
三一〇月	四四四、一〇〇円
三〇九月	四四二、四〇〇円
三〇八月	四四〇、七〇〇円
三〇七月	四三九、〇〇〇円
三〇六月	四三七、三〇〇円
三〇五月	四三五、六〇〇円
三〇四月	四三三、九〇〇円
三〇三月	四三一、二〇〇円
三〇二月	四三〇、五〇〇円

三五五月	五二五、六〇〇円
三五四月	五二三、七〇〇円
三五三月	五二一、八〇〇円
三五二月	五一九、九〇〇円
三五一月	五一八、〇〇〇円
三五〇月	五一六、一〇〇円
三四九月	五一四、二〇〇円
三四八月	五一二、三〇〇円
三四七月	五一〇、四〇〇円
三四六月	五〇八、五〇〇円
三四五月	五〇六、六〇〇円
三四四月	五〇四、七〇〇円
三四三月	五〇二、八〇〇円
三四二月	五〇〇、九〇〇円
三四一月	四九九、〇〇〇円
三四〇月	四九七、一〇〇円
三三九月	四九五、三〇〇円
三三八月	四九三、五〇〇円
三三七月	四九一、七〇〇円
三三六月	四八九、九〇〇円
三三五月	四八八、一〇〇円
三三四月	四八六、三〇〇円
三三三月	四八四、五〇〇円
三三二月	四八二、七〇〇円
三三一月	四八〇、九〇〇円
三三〇月	四七九、一〇〇円
三二九月	四七七、三〇〇円

三八二月	五七七、六〇〇円
三八一月	五七五、六〇〇円
三八〇月	五七三、六〇〇円
三七九月	五七一、六〇〇円
三七八月	五六九、六〇〇円
三七七月	五六七、六〇〇円
三七六月	五六五、六〇〇円
三七五月	五六三、六〇〇円
三七四月	五六一、七〇〇円
三七三月	五五九、八〇〇円
三七二月	五五七、九〇〇円
三七一月	五五六、〇〇〇円
三七〇月	五五四、一〇〇円
三六九月	五五二、二〇〇円
三六八月	五五〇、三〇〇円
三六七月	五四八、四〇〇円
三六六月	五四六、五〇〇円
三六五月	五四四、六〇〇円
三六四月	五四二、七〇〇円
三六三月	五四〇、八〇〇円
三六二月	五三八、九〇〇円
三六一月	五三七、〇〇〇円
三六〇月	五三五、一〇〇円
三五九月	五三三、二〇〇円
三五八月	五三一、三〇〇円
三五七月	五二九、四〇〇円
三五六月	五二七、五〇〇円

四〇九月	四〇八月	四〇七月	四〇六月	四〇五月	四〇四月	四〇三月	四〇二月	四〇一月	四〇〇月	三九九月	三九八月	三九七月	三九六月	三九五月	三九四月	三九三月	三九二月	三九一月	三九〇月	三八九月	三八八月	三八七月	三八六月	三八五月	三八四月	三八三月
六三一、六〇〇円	六二九、六〇〇円	六二七、六〇〇円	六二五、六〇〇円	六二三、六〇〇円	六二一、六〇〇円	六一九、六〇〇円	六一七、六〇〇円	六一五、六〇〇円	六一三、六〇〇円	六一一、六〇〇円	六〇九、六〇〇円	六〇七、六〇〇円	六〇五、六〇〇円	六〇三、六〇〇円	六〇一、六〇〇円	五九九、六〇〇円	五九七、六〇〇円	五九五、六〇〇円	五九三、六〇〇円	五九一、六〇〇円	五八九、六〇〇円	五八七、六〇〇円	五八五、六〇〇円	五八三、六〇〇円	五八一、六〇〇円	五七九、六〇〇円

四三六月	六八七、七〇〇円
四三五月	六八五、六〇〇円
四三四月	六八三、五〇〇円
四三三月	六八一、四〇〇円
四三二月	六七九、三〇〇円
四三一月	六七七、二〇〇円
四三〇月	六七五、一〇〇円
四二九月	六七三、〇〇〇円
四二八月	六七〇、九〇〇円
四二七月	六六八、八〇〇円
四二六月	六六六、七〇〇円
四二五月	六六四、六〇〇円
四二四月	六六二、五〇〇円
四二三月	六六〇、四〇〇円
四二二月	六五八、三〇〇円
四二一月	六五六、二〇〇円
四二〇月	六五四、一〇〇円
四一九月	六五二、〇〇〇円
四一八月	六四九、九〇〇円
四一七月	六四七、八〇〇円
四一六月	六四五、七〇〇円
四一五月	六四三、六〇〇円
四一四月	六四一、六〇〇円
四一三月	六三九、六〇〇円
四一二月	六三七、六〇〇円
四一月	六三五、六〇〇円
四一〇月	六三三、六〇〇円

四六三月	四六二月	四六一月	四六〇月	四五九月	四五八月	四五七月	四五六月	四五五月	四五四月	四五三月	四五二月	四五一月	四五〇月	四四九月	四四八月	四四七月	四四六月	四四五月	四四四月	四四三月	四四二月	四四一月	四四〇月	四三九月	四三八月	四三七月
七四五、二〇〇円	七四三、〇〇〇円	七四〇、八〇〇円	七三八、六〇〇円	七三六、四〇〇円	七三四、二〇〇円	七三二、〇〇〇円	七二九、八〇〇円	七二七、六〇〇円	七二五、五〇〇円	七二三、四〇〇円	七二一、三〇〇円	七一九、二〇〇円	七一七、一〇〇円	七一五、〇〇〇円	七一二、九〇〇円	七一〇、八〇〇円	七〇八、七〇〇円	七〇六、六〇〇円	七〇四、五〇〇円	七〇二、四〇〇円	七〇〇、三〇〇円	六九八、二〇〇円	六九六、一〇〇円	六九四、〇〇〇円	六九一、九〇〇円	六八九、八〇〇円

四九〇月	四八九月	四八八月	四八七月	四八六月	四八五月	四八四月	四八三月	四八二月	四八一月	四八〇月	四七九月	四七八月	四七七月	四七六月	四七五月	四七四月	四七三月	四七二月	四七一月	四七〇月	四六九月	四六八月	四六七月	四六六月	四六五月	四六四月
八〇四、六〇〇円	八〇二、四〇〇円	八〇〇、二〇〇円	七九八、〇〇〇円	七九五、八〇〇円	七九三、六〇〇円	七九一、四〇〇円	七八九、二〇〇円	七八七、〇〇〇円	七八四、八〇〇円	七八二、六〇〇円	七八〇、四〇〇円	七七八、二〇〇円	七七六、〇〇〇円	七七三、八〇〇円	七七一、六〇〇円	七六九、四〇〇円	七六七、二〇〇円	七六五、〇〇〇円	七六二、八〇〇円	七六〇、六〇〇円	七五八、四〇〇円	七五六、二〇〇円	七五四、〇〇〇円	七五一、八〇〇円	七四九、六〇〇円	七四七、四〇〇円

五 一 七 月	五 一 六 月	五 一 五 月	五 一 四 月	五 一 三 月	五 一 二 月	五 一 一 月	五 一 〇 月	五 〇 九 月	五 〇 八 月	五 〇 七 月	五 〇 六 月	五 〇 五 月	五 〇 四 月	五 〇 三 月	五 〇 二 月	五 〇 一 月	五 〇 〇 月	四 九 九 月	四 九 八 月	四 九 七 月	四 九 六 月	四 九 五 月	四 九 四 月	四 九 三 月	四 九 二 月	四 九 一 月
八 六 六、 二〇〇 円	八 六 三、 九〇〇 円	八 六 一、 六〇〇 円	八 五 九、 三〇〇 円	八 五 七、 〇〇〇 円	八 五 四、 七〇〇 円	八 五 二、 四〇〇 円	八 五 〇、 一〇〇 円	八 四 七、 八〇〇 円	八 四 五、 五〇〇 円	八 四 三、 二〇〇 円	八 四 〇、 九〇〇 円	八 三 八、 六〇〇 円	八 三 六、 三〇〇 円	八 三 四、 〇〇〇 円	八 三 一、 七〇〇 円	八 二 九、 四〇〇 円	八 二 七、 一〇〇 円	八 二 四、 八〇〇 円	八 二 二、 五〇〇 円	八 二 〇、 二〇〇 円	八 一 七、 九〇〇 円	八 一 五、 六〇〇 円	八 一 三、 四〇〇 円	八 一 一、 二〇〇 円	八 〇 九、 〇〇〇 円	八 〇 六、 八〇〇 円

五 四 一 月 以 上 の 月 数 に お い て、 増 加 額 は、 五 四 一 月 か ら 五 五 二 月 ま で に あ つ て は 二 金 額 に 加 算 し た 金 額。 こ の 場 合 に お い て、 増 加 額 は、 五 四 一 月 か ら 五 五 二 月 ま で に あ つ て は 二	五 四 〇 月	五 三 九 月	五 三 八 月	五 三 七 月	五 三 六 月	五 三 五 月	五 三 四 月	五 三 三 月	五 三 二 月	五 三 一 月	五 三 〇 月	五 二 九 月	五 二 八 月	五 二 七 月	五 二 六 月	五 二 五 月	五 二 四 月	五 二 三 月	五 二 二 月	五 二 一 月	五 二 〇 月	五 一 九 月	五 一 八 月
	九 一 九、 一 〇 〇 円	九 一 六、 八 〇 〇 円	九 一 四、 五 〇 〇 円	九 一 二、 二 〇 〇 円	九 〇 九、 九 〇 〇 円	九 〇 七、 六 〇 〇 円	九 〇 五、 三 〇 〇 円	九 〇 三、 〇 〇 〇 円	九 〇 〇、 七 〇 〇 円	八 九 八、 四 〇 〇 円	八 九 六、 一 〇 〇 円	八 九 三、 八 〇 〇 円	八 九 一、 五 〇 〇 円	八 八 九、 二 〇 〇 円	八 八 六、 九 〇 〇 円	八 八 四、 六 〇 〇 円	八 八 二、 三 〇 〇 円	八 八 〇、 〇 〇 〇 円	八 七 七、 七 〇 〇 円	八 七 五、 四 〇 〇 円	八 七 三、 一 〇 〇 円	八 七 〇、 八 〇 〇 円	八 六 八、 五 〇 〇 円

別表第七（第十一条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から六二月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
六三月から八六月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
八七月から一〇六月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
一〇七月から一一九月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
一二〇月から一三一月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一三二月から一四二月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一四三月及び一四四月	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
一四五月から一五三月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
一五四月から一六〇月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額

（新設）

、四〇〇円とし、五五三月以上の各月数にあつては当該月数から一二減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額とする。

	一六一月から一七一ヶ月まで	た金額	一、六〇〇円を前月金額に加算し
	一七二月から一七六ヶ月まで	た金額	一、七〇〇円を前月金額に加算し
	一七七月から一八〇ヶ月まで	た金額	一、六〇〇円を前月金額に加算し
	一八一月から二二五月まで	た金額	一、五〇〇円を前月金額に加算し
	二二六月から二七〇ヶ月まで	た金額	一、六〇〇円を前月金額に加算し
	二七一月から三二〇ヶ月まで	た金額	一、七〇〇円を前月金額に加算し
	三二一月から三四〇ヶ月まで	た金額	一、八〇〇円を前月金額に加算し
	三四一月から三七五ヶ月まで	た金額	一、九〇〇円を前月金額に加算し
	三七六月から四一五ヶ月まで	た金額	二、〇〇〇円を前月金額に加算し
	四一六月から四五五ヶ月まで	た金額	二、一〇〇円を前月金額に加算し
	四五六月から四九五ヶ月まで	た金額	二、二〇〇円を前月金額に加算し
	四九六月から五四〇ヶ月まで	た金額	二、三〇〇円を前月金額に加算し
五四一月以上の月数	当該月数から一二減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した	た金額	

金額を前月金額に加算した金額

別表第八(第十一条関係)

(略)

(削除)

別表第七(第十条関係)

(略)

別表第八(第十二条関係)

金額	月数
一、〇〇〇円	一月
二、〇〇〇円	二月
三、〇〇〇円	三月
四、〇〇〇円	四月
五、〇〇〇円	五月
六、〇〇〇円	六月
七、〇〇〇円	七月
八、〇〇〇円	八月
九、〇〇〇円	九月
一〇、〇〇〇円	一〇月
一一、〇〇〇円	十一月
一二、〇〇〇円	十二月
一三、二〇〇円	一三月
一四、二〇〇円	一四月
一五、二〇〇円	一五月
一六、三〇〇円	一六月
一七、三〇〇円	一七月
一八、三〇〇円	一八月
一九、四〇〇円	一九月
二〇、四〇〇円	二〇月

四九、五〇〇円	四八、四〇〇円	四七、三〇〇円	四六、二〇〇円	四五、一〇〇円	四四、〇〇〇円	四二、九〇〇円	四一、八〇〇円	四〇、七〇〇円	三九、六〇〇円	三八、五〇〇円	三七、四〇〇円	三六、四〇〇円	三五、三〇〇円	三四、二〇〇円	三三、一〇〇円	三二、一〇〇円	三一、〇〇〇円	二九、九〇〇円	二八、九〇〇円	二七、八〇〇円	二六、七〇〇円	二五、七〇〇円	二四、六〇〇円	二三、六〇〇円	二二、五〇〇円	二一、五〇〇円
四七月	四六月	四五月	四四月	四三月	四二月	四一月	四〇月	三九月	三八月	三七月	三六月	三五月	三四月	三三月	三二月	三一月	三〇月	二九月	二八月	二七月	二六月	二五月	二四月	二三月	二二月	二一月

別表第九（第十二条―第十四条関係）

別表第九（第十二条関係）

七八、〇〇〇円	七二、二〇〇円	七〇月
七六、八〇〇円	七一、〇〇〇円	六九月
七五、六〇〇円	六九、八〇〇円	六八月
七四、五〇〇円	六八、七〇〇円	六七月
七三、三〇〇円	六七、五〇〇円	六六月
七二、二〇〇円	六六、四〇〇円	六五月
七一、〇〇〇円	六五、三〇〇円	六四月
六九、八〇〇円	六四、一〇〇円	六三月
六八、七〇〇円	六三、〇〇〇円	六二月
六七、五〇〇円	六一、八〇〇円	六一月
六六、四〇〇円	六〇、七〇〇円	六〇月
六五、三〇〇円	五九、六〇〇円	五九月
六四、一〇〇円	五八、四〇〇円	五八月
六三、〇〇〇円	五七、三〇〇円	五七月
六一、八〇〇円	五六、二〇〇円	五六月
六〇、七〇〇円	五五、一〇〇円	五五月
五九、六〇〇円	五四、〇〇〇円	五四月
五八、四〇〇円	五三、九〇〇円	五三月
五七、三〇〇円	五三、八〇〇円	五二月
五六、二〇〇円	五二、七〇〇円	五一月
五五、一〇〇円	五一、六〇〇円	五〇月
五四、〇〇〇円	五〇、六〇〇円	四九月
五三、九〇〇円		四八月

月数	金額
一月以下の月数	一、一〇〇円に月数を乗じて得た額
一月に一月から十二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一二、一二〇円に、上欄で一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
二三月に一月から十二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二六、八三〇円に、上欄で二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額
三五月に一月から十二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四〇、五八〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額
四七月に一月から十二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五四、九三〇円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額
五九月に一月から十二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六九、七二〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二八〇円を加えて得た額
七一月に一月から十二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八五、〇六〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三一〇円を加えて得た額
八三月に一月から十二月	一〇〇、六九〇円に、上欄で八三月

金額	月数
一、一〇〇円	一月
二、二〇〇円	二月
三、三〇〇円	三月
四、四〇〇円	四月
五、六〇〇円	五月
六、七〇〇円	六月
七、八〇〇円	七月
八、九〇〇円	八月
一〇、〇〇〇円	九月
一一、一〇〇円	一〇月
一二、二〇〇円	十一月
一三、三〇〇円	十二月
一四、六〇〇円	一三月
一五、九〇〇円	一四月
一七、二〇〇円	一五月
一八、五〇〇円	一六月
一九、八〇〇円	一七月
二一、一〇〇円	一八月
二二、四〇〇円	一九月
二三、七〇〇円	二〇月
二四、九〇〇円	二一月
二六、二〇〇円	二二月
二七、五〇〇円	二三月
二八、八〇〇円	二四月
二九、九〇〇円	二五月
三一、一〇〇円	二六月

までの月数をそれぞれ加えて得た月数	九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三四〇円を加えて得た額	一一六、七四〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額	一三三、一六〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四一〇円を加えて得た額	一五〇、〇一〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四四〇円を加えて得た額	一六七、二三〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四七〇円を加えて得た額	一八四、八〇〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五〇〇円を加えて得た額	二〇二、七八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五三〇円を加えて得た額

三二、二〇〇円	三三、三〇〇円	三四、四〇〇円	三五、六〇〇円	三六、七〇〇円	三七、八〇〇円	三八、九〇〇円	四〇、一〇〇円	四一、二〇〇円	四二、三〇〇円	四三、五〇〇円	四四、七〇〇円	四五、八〇〇円	四七、〇〇〇円	四八、二〇〇円	四九、四〇〇円	五〇、五〇〇円	五一、七〇〇円	五二、九〇〇円	五四、〇〇〇円	五五、二〇〇円	五六、四〇〇円	五七、六〇〇円	五八、八〇〇円	六〇、〇〇〇円	六一、二〇〇円	六一、四〇〇円
二七月	二八月	二九月	三〇月	三一月	三二月	三三月	三四月	三五月	三六月	三七月	三八月	三九月	四〇月	四一月	四二月	四三月	四四月	四五月	四六月	四七月	四八月	四九月	五〇月	五一月	五二月	五三月

一六七月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二一、一六〇円に、上欄で一六七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、五七〇円を 加えて得た額
一七九月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二二、一三〇円に、上欄で一七九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、六一〇円を 加えて得た額
一九一月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二三、一三〇円に、上欄で一九一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、六五〇円を 加えて得た額
二〇三月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二四、一四〇円に、上欄で二〇三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、六九〇円を 加えて得た額
二一五月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二五、一四〇円に、上欄で二一五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、七三〇円を 加えて得た額
二二七月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二六、一四〇円に、上欄で二二七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、七八〇円を 加えて得た額
二三九月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二七、一四〇円に、上欄で二三九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、八三〇円を 加えて得た額

六三、六〇〇円	五四月
六四、八〇〇円	五五月
六六、〇〇〇円	五六月
六七、三〇〇円	五七月
六八、五〇〇円	五八月
六九、七〇〇円	五九月
七〇、九〇〇円	六〇月
七一、一〇〇円	六一月
七三、四〇〇円	六二月
七四、六〇〇円	六三月
七五、八〇〇円	六四月
七七、一〇〇円	六五月
七八、三〇〇円	六六月
七九、六〇〇円	六七月
八〇、八〇〇円	六八月
八二、〇〇〇円	六九月
八三、三〇〇円	七〇月
八四、五〇〇円	七一月
八五、八〇〇円	七二月

<p>二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>加えて得た額 三六三、一一〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、八八〇円を加えて得た額</p>
<p>二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三八五、六一〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、九三〇円を加えて得た額</p>
<p>二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四〇八、七三〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、九八〇円を加えて得た額</p>
<p>二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四三二、四八〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、〇四〇円を加えて得た額</p>
<p>二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四五六、八八〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、〇九〇円を加えて得た額</p>
<p>三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四八一、九五〇円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一五〇円を加えて得た額</p>
<p>三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>五〇七、七三〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加え</p>

加えて得た月数	た月数の一月につき二、二一〇円を 加えて得た額
三三五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五三四、二三〇円に、上欄で三三五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、二八〇円を 加えて得た額
三四七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五六一、四九〇円に、上欄で三四七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、三四〇円を 加えて得た額
三五九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五八九、五三〇円に、上欄で三五九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、四一〇円を 加えて得た額
三七一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	六一八、三八〇円に、上欄で三七一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、四八〇円を 加えて得た額
三八三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	六四八、〇五〇円に、上欄で三八三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、五五〇円を 加えて得た額
三九五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	六七八、六一〇円に、上欄で三九五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、六三〇円を 加えて得た額
四〇七月に一月から一二	七一〇、〇四〇円に、上欄で四〇七

月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、七〇〇円を加えて得た額
四一九月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	七四二、四〇〇円に、上欄で四一九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、七九〇円を 加えて得た額
四三一月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	七七五、七八〇円に、上欄で四三一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、八八〇円を 加えて得た額
四四三月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	八一〇、二〇〇円に、上欄で四四三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、九七〇円を 加えて得た額
四五五月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	八四五、七一〇円に、上欄で四五五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき三、〇六〇円を 加えて得た額
四六七月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	八八二、三九〇円に、上欄で四六七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき三、一六〇円を 加えて得た額
四七九月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	九二〇、二四〇円に、上欄で四七九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき三、二六〇円を 加えて得た額

四九一月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	九五九、二五〇円に、上欄で四九一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき三、三六〇円を 加えて得た額
五〇三月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	九九九、五〇〇円に、上欄で五〇三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき三、四六〇円を 加えて得た額
五一五月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	一、〇四〇、八九〇円に、上欄で五 一五月に加えた月数に応じて、当該 加えた月数の一月につき三、五七〇 円を加えて得た額
五二七月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	一、〇八三、五八〇円に、上欄で五 二七月に加えた月数に応じて、当該 加えた月数の一月につき三、六七〇 円を加えて得た額
五四〇月	一、一三一、三〇〇円

別表第十(第十二条―第十四条関係)

一月以下の月数	一、一一〇円に月数を乗じて得た額
一月に一月から二 月までの月数をそれぞれ加 えて得た月数	一一、〇二〇円に、上欄で一月に 加えた月数に応じて、当該加えた月 数の一月につき一、二九〇円を加え て得た額
二三月に一月から二 月までの月数をそれぞれ加	二七、六九〇円に、上欄で二三月に 加えた月数に応じて、当該加えた月

別表第十(第十二条関係)

金額	月数
一、〇〇〇円	一月
二、〇〇〇円	二月
三、〇〇〇円	三月
四、〇〇〇円	四月
五、〇〇〇円	五月
六、〇〇〇円	六月
七、〇〇〇円	七月

えて得た月数	三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
数の一月につき一、一三〇円を加えて得た額	四一、一五〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇円を加えて得た額	五五、一六〇円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二一〇円を加えて得た額	六九、六三〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額	八四、四九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二七〇円を加えて得た額	九九、七一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三〇〇円を加えて得た額	一一五、二九〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三三〇円を加えて得た額	一三一、一七〇円に、上欄で一〇七月

八、〇一〇円	九、〇一〇円	一〇、〇二〇円	一一、〇二〇円	一二、〇三〇円	一三、〇三〇円	一四、〇四〇円	一五、〇四〇円	一六、〇五〇円	一七、〇六〇円	一八、〇六〇円	一九、〇七〇円	二〇、〇八〇円	二一、〇九〇円	二二、一〇〇円	二三、一一〇円	二四、一二〇円	二五、一三〇円	二六、一四〇円	二七、一五〇円	二八、一六〇円	二九、一七〇円	三〇、一八〇円	三一、一九〇円	三二、二〇〇円	三三、二二〇円	三四、二三〇円
八月	九月	一〇月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月

月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三五〇円を加えて得た額
一一九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一四七、三三〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三六〇円を加えて得た額
一三一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一六三、六八〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額
一四三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一八〇、一六〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額
一五五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一九六、六三〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三八〇円を加えて得た額
一六七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二一三、一六〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四〇〇円を加えて得た額
一七九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二二九、八八〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四二〇円を加えて得た額

三六、二六〇円	三五月
三七、二八〇円	三六月
三八、二九〇円	三七月
三九、三一〇円	三八月
四〇、三三〇円	三九月
四一、三四〇円	四〇月
四二、三六〇円	四一月
四三、三八〇円	四二月
四四、四〇〇円	四三月
四五、四一〇円	四四月
四六、四三〇円	四五月
四七、四五〇円	四六月
四八、四七〇円	四七月
四九、四九〇円	四八月
五〇、五一〇円	四九月
五一、五三〇円	五〇月
五二、五六〇円	五一月
五三、五八〇円	五二月
五四、六〇〇円	五三月
五五、六二〇円	五四月
五六、六五〇円	五五月
五七、六七〇円	五六月
五八、六九〇円	五七月
五九、七二〇円	五八月
六〇、七四〇円	五九月
六一、七七〇円	六〇月

一九一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二〇三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二一五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二三九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二五一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二六三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数
二四六、八六〇円に、上欄で一九一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、四四〇円を 加えて得た額	二六四、一六〇円に、上欄で二〇三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、四七〇円を 加えて得た額	二八一、八二〇円に、上欄で二一五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、五一〇円を 加えて得た額	二九九、八八〇円に、上欄で二二七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、五四〇円を 加えて得た額	三一八、三二〇円に、上欄で二三九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、五七〇円を 加えて得た額	三三七、一四〇円に、上欄で二五一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、六一〇円を 加えて得た額	三五六、三八〇円に、上欄で二六三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、六五〇円を 加えて得た額

六二、七九〇円	六二 月
六三、八二〇円	六三 月
六四、八五〇円	六四 月
六五、八七〇円	六五 月
六六、九〇〇円	六六 月
六七、九三〇円	六七 月
六八、九六〇円	六八 月
六九、九八〇円	六九 月
七一、〇一〇円	七〇 月
七二、〇四〇円	七一 月
七三、〇七〇円	七二 月

二七五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額 三七六、一一〇円に、上欄で二七五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、六八〇円を 加えて得た額
二八七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額 三九六、二四〇円に、上欄で二八七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、七二〇円を 加えて得た額
二九九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額 四一六、八三〇円に、上欄で二九九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、七六〇円を 加えて得た額
三一一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額 四三七、九四〇円に、上欄で三一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、八〇〇円を 加えて得た額
三二三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額 四五九、五五〇円に、上欄で三二三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、八四〇円を 加えて得た額
三三五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額 四八一、六二〇円に、上欄で三三五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、八九〇円を 加えて得た額
三四七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額 五〇四、二二〇円に、上欄で三四七 月に加えた月数に応じて、当該加え

加えて得た月数	た月数の一月につき一、九二〇円を 加えて得た額
三五九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五二七、二二〇円に、上欄で三五九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、九六〇円を 加えて得た額
三七一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五五〇、六六〇円に、上欄で三七一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、〇〇〇円を 加えて得た額
三八三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五七四、六〇〇円に、上欄で三八三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、〇二〇円を 加えて得た額
三九五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五九八、八四〇円に、上欄で三九五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、〇五〇円を 加えて得た額
四〇七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	六二三、三八〇円に、上欄で四〇七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、〇八〇円を 加えて得た額
四一九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	六四八、三八〇円に、上欄で四一九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、〇五〇円を 加えて得た額
四三一月に一月から一二	六七二、九四〇円に、上欄で四三一

月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、〇七〇円を加えて得た額
四四三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六九七、七六〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一一〇円を加えて得た額
四五五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七二三、〇九〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一五〇円を加えて得た額
四六七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七四八、八六〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一七〇円を加えて得た額
四七九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七七四、九二〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、二一〇円を加えて得た額
四九一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八〇一、三八〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、三二〇円を加えて得た額
五〇三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八二九、一四〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、二八〇円を加えて得た額

別表第十一（第十二条—第十四条関係）

五二七月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	八五六、三三〇円に、上欄で五一五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、四六〇円を 加えて得た額
五二七月に一月から二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	八八五、七九〇円に、上欄で五二七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき二、五六〇円を 加えて得た額
五四〇月	九一九、一〇〇円

月数	金額
一月以下の月数	一、〇六〇円に月数を乗じて得た額
一月に一月から二 月までの月数をそれぞれ加 えて得た月数	一一、五八〇円に、上欄で一月に 加えた月数に応じて、当該加えた月 数の一月につき一、一六〇円を加え て得た額
一三月に一月から二 月までの月数をそれぞれ加 えて得た月数	二五、五六〇円に、上欄で二三月に 加えた月数に応じて、当該加えた月 数の一月につき一、〇五〇円を加え て得た額
三五月に一月から二 月までの月数をそれぞれ加 えて得た月数	三八、一二〇円に、上欄で三五月に 加えた月数に応じて、当該加えた月 数の一月につき一、〇五〇円を加え て得た額
四七月に一月から二 月までの月数をそれぞれ加 えて得た月数	五〇、七四〇円に、上欄で四七月に 加えた月数に応じて、当該加えた月 数の一月につき一、〇五〇円を加え て得た額

（新設）

えて得た月数	数の一月につき一、〇六〇円を加えて得た額
五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六三、四六〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇七〇円を加えて得た額
七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七六、二八〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額
八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八九、一九〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇九〇円を加えて得た額
九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一〇二、二二〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇九〇円を加えて得た額
一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一一五、三二〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇〇円を加えて得た額
一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一二八、五〇〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一一〇円を加えて得た額
一二一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一四一、七六〇円に、上欄で一二一月

<p>月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p> <p>一四三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一一〇円を加えて得た額</p> <p>一五五、〇八〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一一〇円を加えて得た額</p>
<p>一五五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一六八、四三〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一二〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一八一、八三〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一二〇円を加えて得た額</p>
<p>一七九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一九五、二五〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一二〇円を加えて得た額</p>
<p>一九一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二〇八、七〇〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一三〇円を加えて得た額</p>
<p>二〇三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二二二、二〇〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一三〇円を加えて得た額</p>

二一五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二二七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二三九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二五一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二六三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二七五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	二八七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数
二三五、七五〇円に、上欄で二一五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一三〇円を 加えて得た額	二四九、三三〇円に、上欄で二二七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一四〇円を 加えて得た額	二六二、九六〇円に、上欄で二三九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一四〇円を 加えて得た額	二七六、六三〇円に、上欄で二五一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一四〇円を 加えて得た額	二九〇、三二〇円に、上欄で二六三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一五〇円を 加えて得た額	三〇四、〇六〇円に、上欄で二七五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一五〇円を 加えて得た額	三一七、八五〇円に、上欄で二八七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一五〇円を 加えて得た額

二九九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	三三一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	三三五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	三四七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	三五九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	三七一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	加えて得た額	三三一、六八〇円に、上欄で二九九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一六〇円を 加えて得た額	三四五、五六〇円に、上欄で三一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一六〇円を 加えて得た額	三五九、四八〇円に、上欄で三二三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一六〇円を 加えて得た額	三七三、四三〇円に、上欄で三三五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一七〇円を 加えて得た額	三八七、四四〇円に、上欄で三四七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一七〇円を 加えて得た額	四〇一、四九〇円に、上欄で三五九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一八〇円を 加えて得た額	四一五、五九〇円に、上欄で三七一 月に加えた月数に応じて、当該加え
---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------	--	---	--	--	--	--	--------------------------------------

加えて得た月数	た月数の一月につき一、一八〇円を 加えて得た額
三八三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	四二九、七四〇円に、上欄で三八三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一八〇円を 加えて得た額
三九五月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	四四三、九三〇円に、上欄で三九五 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一九〇円を 加えて得た額
四〇七月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	四五八、一八〇円に、上欄で四〇七 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、一九〇円を 加えて得た額
四一九月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	四七二、四七〇円に、上欄で四一九 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、二〇〇円を 加えて得た額
四三一月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	四八六、八一〇円に、上欄で四三一 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、二〇〇円を 加えて得た額
四四三月に一月から一二 月までの月数をそれぞれ 加えて得た月数	五〇一、二〇〇円に、上欄で四四三 月に加えた月数に応じて、当該加え た月数の一月につき一、二〇〇円を 加えて得た額
四五五月に一月から一二	五一五、六四〇円に、上欄で四五五

月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
四六七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五三〇、一二〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
四七九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五四四、六三〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
四九一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五五九、二〇〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
五〇三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五七三、八二〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
五一五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五八八、四六〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
五二七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六〇三、一二〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額

五四〇月

六一九、一三〇円

付録第一（第九条関係）

$$A \times \frac{P}{1000} + B$$

備考

A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し退職金共済契約の効力が生じた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額

付録第二（第十五条関係）

$$A \times \frac{P}{1000} + B$$

備考

A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

B 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から各月数のうちAの算定に用いた月数分遡つた月において同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金がPに相当する額の掛金月額により納付され、かつ、当該退職金共済契約の効力が生じた日に被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三

号口の規定により算定される金額（みなし加入日が平成三年四月一日前の日である場合においては、同号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」として算定される金額）

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人労働者健康安全機構法施行令</p> <p>（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号。以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。</p> <p>一 財務省の職員 一人</p> <p>二 厚生労働省の職員 一人</p> <p>三 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>四 学識経験のある者 二人</p> <p>2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。</p> <p>3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課において処理する。</p> <p>（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）</p> <p>第二条 法第十四条第二項本文の政令で定める長期借入金又は独立行政法人労働者健康安全機構債券（以下「機構債券」という。）は、同条第一項の規定により法第十二条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した機構債券（法第十四条第二項の規定に</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令</p> <p>（新設）</p> <p>第一条 独立行政法人労働者健康福祉機構法（以下「法」という。）第十四条第二項本文の政令で定める長期借入金又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券（以下「機構債券」という。）は、同条第一項の規定により法第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため</p>

よりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。)とし、法第十四条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

第三条 (略)

(長期借入金の借入れの認可)

第四条 機構は、法第十四条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 七 (略)

2 (略)

第五条・第六条 (略)

(機構債券申込証)

第七条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人労働者健康安全機構債券申込証(以下「機構債券申込証」という。)にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2・3 (略)

第八条・第十条 (略)

にした長期借入金又は発行した機構債券(法第十四条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。)とし、法第十四条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

第二条 (略)

(長期借入金の借入れの認可)

第三条 独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、法第十四条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 七 (略)

2 (略)

第四条・第五条 (略)

(機構債券申込証)

第六条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人労働者健康福祉機構債券申込証(以下「機構債券申込証」という。)にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2・3 (略)

第七条・第九条 (略)

(債券の発行)

第十一条 (略)

2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十二条 機構は、主たる事務所に独立行政法人労働者健康安全機構債券原簿（次項において「機構債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

第十三条 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十四条 機構は、法第十四条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第七条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三〇五 (略)

2 (略)

(債券の発行)

第十条 (略)

2 各債券には、第六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十一条 機構は、主たる事務所に独立行政法人労働者健康福祉機構債券原簿（次項において「機構債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

第十二条 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十三条 機構は、法第十四条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三〇五 (略)

2 (略)

<p>(他の法令の準用)</p> <p>第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>2 前項の場合において、覚せい剤取締法第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「主務大臣」とあるのは、「<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(他の法令の準用)</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>2 前項の場合において、覚せい剤取締法第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「主務大臣」とあるのは、「<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等）</p> <p>第四条の六 <u>法第七条の二第八項</u>に規定する政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人海技教育機構、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。</p> <p>2 <u>法第七条の二第八項</u>に規定する政令で定める場合は、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとする場合であつて、病院又は診療所の病床の種別ごとに、当該計画が実施された後の当該計画に係る病床（病床数の増加又は病床の種別の変更に係る計画にあつては、当該計画の実施により病床の増設又は新設があつた後のその病床の種別に属する病床）の利用者の見込数で、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもの以外の利用者の見込数を除して得た数が、いずれも○・○五以下であるときとする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等）</p> <p>第四条の六 <u>法第七条の二第七項</u>に規定する政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人海技教育機構、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。</p> <p>2 <u>法第七条の二第七項</u>に規定する政令で定める場合は、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとする場合であつて、病院又は診療所の病床の種別ごとに、当該計画が実施された後の当該計画に係る病床（病床数の増加又は病床の種別の変更に係る計画にあつては、当該計画の実施により病床の増設又は新設があつた後のその病床の種別に属する病床）の利用者の見込数で、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもの以外の利用者の見込数を除して得た数が、いずれも○・○五以下であるときとする。</p>

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害</p>

者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2・3 (略)

4 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。以下この章において同じ。）、少年院の長又は婦人補導院の長（これらの者が第五十五条第八項の規定に該当する場合は、若しくは若しくは欠けた場合においては、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において同じ。）は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、こ

者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2・3 (略)

4 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、留置施設の留置業務管理者（刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。以下この章において同じ。）、少年院の長又は婦人補導院の長（これらの者が第五十五条第八項の規定に該当する場合は、若しくは欠けた場合においては、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において同じ。）は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院にあるべき選

これらの選挙人に代わって、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて同項の請求及び申立て並びに前項の申立てをするこ
とができる。

5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の
規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求
をする場合又はその者に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの
長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害
者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業
務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代
理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項の選挙
管理委員会の委員長に、法第四十四条第三項に規定する文書を提示
しなければならない。

6 船員（第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けて
いる船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下こ
の章において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求を
する場合又は船員に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、
原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支
援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管
理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人
が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二
項の選挙管理委員会の委員長に、第十八条に規定する選挙人名簿登
録証明書を提示しなければならない。

7 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、第五十
九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第
一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に
代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護

挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて
、これらの選挙人に代わつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に
対し、文書をもつて同項の請求及び申立て並びに前項の申立てをす
ることが出来る。

5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の
規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求
をする場合又はその者に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの
長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害
者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の
長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しく
は婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が前項の規定による請求
をする場合には、第一項の選挙管理委員会の委員長に、法第
四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

6 船員（第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けて
いる船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下こ
の章において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求を
する場合又は船員に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、
原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支
援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、
刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦
人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求を
する場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長
に、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書を提示しなければな
らない。

7 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、第五十
九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第
一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に
代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護

ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

(船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例)

第五十一条 (略)

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「あるべき選挙人の依頼があつた」とあるのは「あるべき船員で、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものの依頼があつた」と、「選挙人」とあるのは「船員」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「文書をもつて」とあるのは「文書により、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書(船長又はその代理人以外の第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書及び船員手帳)を提示して、」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

(船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例)

第五十一条 (略)

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「あるべき選挙人の依頼があつた」とあるのは「あるべき船員で、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものの依頼があつた」と、「選挙人」とあるのは「船員」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「文書をもつて」とあるのは「文書により、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書(船長又はその代理人以外の第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書及び船員手帳)を提示して、」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 (略)

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号の措置をとる場合においては、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院の名称）を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3・4 (略)

(不在者投票管理者)

第五十五条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第五十条第一項の規定による請求をしたもの（第五十八条第一項において「病院等」に入所している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほ

第五十三条 (略)

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号の措置をとる場合においては、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院の名称）を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3・4 (略)

(不在者投票管理者)

第五十五条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者で、第五十条第一項の規定による請求をしたもの（第五十八条第一項において「病院等」に入所している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という

か、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一 (略)

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長

三〇五 (略)

5〇7 (略)

8 第四項第一号若しくは第六項の船舶の船長、第二項若しくは第四項第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、第五項の特定国外派遣組織の長又は前項の南極地域調査組織の長は、候補者

。の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一 (略)

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者（これらの者で、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長

三〇五 (略)

5〇7 (略)

8 第四項第一号若しくは第六項の船舶の船長、第二項若しくは第四項第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長若しくは労災リハビリテーション作業所の長、第五項の特定国外派遣組織の長又は前

となつた場合又は外国人である場合においては、第二項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることのできない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によつて船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、婦人補導院の長、特定国外派遣組織の長若しくは南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)
第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

項の南極地域調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合においては、第二項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることのできない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によつて船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、婦人補導院の長、特定国外派遣組織の長若しくは南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)
第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第五十条第 一項	<p>(略)</p> <p>もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。））、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。））、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。））であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。））、身体障害者</p>	(略)
	ものは	

第五十条第 一項	<p>(略)</p> <p>もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。））、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。））、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。））であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。））、身体障害者</p>	(略)
	ものは	

2・3 (略)	(略)	
	(略)	<p>支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>
	(略)	

2・3 (略)	(略)	
	(略)	<p>支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>
	(略)	

改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十四条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十四条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究</p>

立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

改正案	現行
<p>（基礎在職期間）</p> <p>第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>一 四十七（略）</p> <p>四十八 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）附則第十一条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「旧労働安全衛生総合研究所」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人労働者健康安全機構の職員としての在職期間</p> <p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号。以下「旧独立行政法人労働者健康福祉機構法」という。）第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構（旧独立行</p>	<p>（基礎在職期間）</p> <p>第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>一 四十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団</p>

政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散
した旧労働福祉事業団を含む。)及び旧労働安全衛生総合研究所
八〇百八十一 (略)

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行
政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百二十七 (略)

百二十八 旧独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政
法人労働者健康福祉機構及び旧労働安全衛生総合研究所

八〇百八十一 (略)

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行
政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百二十七 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団及び同法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構を含む。）</p> <p>二〇〇百三十三（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 独立行政法人労働者健康安全機構（平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構を含む。）</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）</p> <p>二〇〇百三十三（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 独立行政法人労働者健康福祉機構</p>

五十七〜百十八 (略)

附則

(独立行政法人労働者健康福祉機構法の施行に伴う経過措置)

第三十三条の四 旧労働福祉事業団の役員又は職員で平成二十七年独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第十条の規定による改正前の独立行政改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第三十五条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、平成二十七年独立行政改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定の適用があるものとする。

五十七〜百十八 (略)

附則

(独立行政法人労働者健康福祉機構法の施行に伴う経過措置)

第三十三条の四 旧労働福祉事業団の役員又は職員で独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第三十五条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定の適用があるものとする。

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料） 第三十一条（略）</p> <p>2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（削る） 七～二十八（略） 二十九 独立行政法人労働者健康安全機構</p>	<p>（手数料） 第三十一条（略）</p> <p>2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 八～二十九（略） （新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第十条の二条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群</p>	<p>別表第二（第十条の二条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群</p>

島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速度

島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速度

路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

改 正 案	現 行
<p>（国等の定義）</p> <p>第二条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独</p>	<p>（国等の定義）</p> <p>第二条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センタ</p>

立行政法人造幣局、立行政法人国立印刷局、立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、立行政法人国民生活センター、立行政法人農畜産業振興機構、立行政法人農業者年金基金、立行政法人農林漁業信用基金、立行政法人北方領土問題対策協会、国立研究開発法人情報通信研究機構、立行政法人国際協力機構、立行政法人国際交流基金、立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人理学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、立行政法人日本スポーツ振興センター、立行政法人日本芸術文化振興会、立行政法人勤労者退職金共済機構、立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、立行政法人福祉医療機構、立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、立行政法人労働政策研究・研修機構、立行政法人労働者健康安全機構、立行政法人日本貿易振興機構、立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、立行政法人国際観光振興機構、立行政法人水資源機構、立行政法人自動車事故対策機構、立行政法人空港周辺整備機構、立行政法人国立病院機構、立行政法人医薬品医療機器総合機構、立行政法人環境再生保全機構、立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、立行政法人都市再生機構、立行政法人国立高等専門学校機構、立行政法人大学改革支援・学位授与機構、立行政法人奄美群島振興開発基金、立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、立行政法人地域医療機能推進機構、立行政法人住宅金融支援機構、立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国立研究開発

立行政法人教員研修センター、立行政法人造幣局、立行政法人国立印刷局、立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、立行政法人国民生活センター、立行政法人農畜産業振興機構、立行政法人農業者年金基金、立行政法人農林漁業信用基金、立行政法人北方領土問題対策協会、国立研究開発法人情報通信研究機構、立行政法人国際協力機構、立行政法人国際交流基金、立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人理学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、立行政法人日本スポーツ振興センター、立行政法人日本芸術文化振興会、立行政法人勤労者退職金共済機構、立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、立行政法人福祉医療機構、立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、立行政法人労働政策研究・研修機構、立行政法人労働者健康安全機構、立行政法人日本貿易振興機構、立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、立行政法人国際観光振興機構、立行政法人水資源機構、立行政法人自動車事故対策機構、立行政法人空港周辺整備機構、立行政法人国立病院機構、立行政法人医薬品医療機器総合機構、立行政法人環境再生保全機構、立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、立行政法人都市再生機構、立行政法人国立高等専門学校機構、立行政法人大学改革支援・学位授与機構、立行政法人奄美群島振興開発基金、立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、立行政法人地域医療機能推進機構、立行政法人住宅金融支援機構、立行政法人郵便貯金・

人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二〇六 (略)

簡易生命保険管理機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二〇六 (略)

改正案	現行
<p>1 附則 （略）</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法</p>	<p>1 附則 （略）</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法</p>

人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金

人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金

基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

3・4 (略)

基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

3・4 (略)

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海</p>

技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技

技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技

術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（抄）（第九條關係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海</p>	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海</p>

技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技

技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技

術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（法第二条第五項の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政</p>	<p>（法第二条第五項の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政</p>

政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本芸術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信

政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本芸術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信

用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

○ 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第七十二号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再</p>	<p>雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再</p>

生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本芸術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問

生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本芸術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問

題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>七 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二〇三（略）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>七 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）</p> <p>三〇四（略）</p>

8・9 百四
独立行政法人労働者健康安全機構
(略)

8・9 (新設)
(略)

○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人）</p> <p>第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構とする。</p>	<p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人）</p> <p>第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>	<p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。</p>	<p>（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。</p>

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十七 （略）</p> <p>八十八 独立行政法人労働者健康安全機構</p> <p>八十九〇百十一 （略）</p>	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十七 （略）</p> <p>八十八 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>八十九〇百十一 （略）</p>

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康</p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構</p>

○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独</p>	<p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独</p>

二
四 (略) 立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構

二
四 (略) 立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

○ 医療法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十一号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第三条の規定の適用に係る経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用については、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、日本郵政公社及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人は、国とみなす。</p>	<p>附 則 （良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第三条の規定の適用に係る経過措置） 第二条 国の開設する診療所に関する良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「医療法第二十七条」とあるのは「医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定により読み替えて適用される医療法第二十七条」と、「許可証の交付」とあるのは「承認」と、「第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項」とあるのは「同令第一条の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項」と、「許可を」とあるのは「承認を」と、同条第三項中「許可」とあるのは「承認」とする。</p> <p>2 前項の規定の適用については、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、日本郵政公社及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人は、国とみなす。</p>

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人労働者健康安全機構</p> <p>二〽二十一（略）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>二〽二十一（略）</p>

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（抄）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第三条関係） 一〇十一（略） 十二 独立行政法人労働者健康安全機構 十三〇三十七（略）	別表（第三条関係） 一〇十一（略） 十二 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 十三〇三十七（略）

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）（第十二条
関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>別表第二（第十四条関係） 一～十六（略） 十七 独立行政法人労働者健康安全機構 十八～四十六（略）</p>	<p>別表第二（第十四条関係） 一～十六（略） 十七 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 十八～四十六（略）</p>

○ 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人） 第二十六条の二 法第百七条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。</p> <p>（削る） 一～三 （略） 四 独立行政法人労働者健康安全機構</p>	<p>（計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人） 第二十六条の二 法第百七条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 二～四 （略） （新設）</p>

○ 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表（第三条関係） 一〇十八（略） （削る）</p> <p>十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 二十 独立行政法人労働者健康安全機構 二十一〇四十九（略）</p>	<p>別表（第三条関係） 一〇十八（略）</p> <p>十九 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 二十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 （新設） 二十一〇四十九（略）</p>

○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）（第十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第二十一条―第二十四条関係）

独立行政	(略)	(略)	(略)	一
(略)	(略)	(略)	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	三
(略)	(略)	(略)	(略)	四
一般会計（労働者）	(略)	(略)	(略)	五

現 行

別表第一（第二十一条―第二十四条関係）

独立行政	(略)	独立行政 法人労働 安全衛生 総合研究 所	(略)	一
(略)	(略)	独立行政法 人労働安全 衛生総合研 究所法（平 成十一年法 律第八十八 一号）第十 三条第一項	(略)	二
(略)	(略)	厚生労働 省令	(略)	三
(略)	(略)	同条第三 項	(略)	四
一般会計（労働者）	(略)	一般会計（労働者） 災害補償保険法（ 昭和二十二年法律 第五十号）第二十 九条第一項の社会 復帰促進等事業と して行われる業務 に係る経理におけ る国庫納付金にあ っては、労働保険 特別会計労災勘定	(略)	五

<p>独立行政 法人労働 者健康安 全機構</p>	<p>法人労働 政策研究 ・研修機 構</p>
<p>独立行政法 人労働者健 康安全機構 法（平成十 四年法律第 百七十一号 ）第十三条 第一項</p>	
<p>厚生勞 働省令</p>	
<p>同条第二 項</p>	
<p>一般会計（労働者 災害補償保険法第 二十九条第一項の 社会復帰促進等事 業として行われる 業務に係る経理に おける国庫納付金 にあつては、労働</p>	<p>災害補償保険法（ 昭和二十二年法律 第五十号）による 労働者災害補償保 険事業として行わ れる業務に係る経 理における国庫納 付金にあつては勞 働保険特別会計勞 働勘定、雇用保険 法（昭和四十九年 法律第百十六号） による雇用保険事 業として行われる 業務に係る経理に おける国庫納付金 にあつては労働保 険特別会計雇用勘 定）</p>
<p>独立行政 法人労働 者健康福 祉機構</p>	<p>法人労働 政策研究 ・研修機 構</p>
<p>独立行政法 人労働者健 康福祉機構 法（平成十 四年法律第 百七十一号 ）第十三条 第一項</p>	
<p>厚生勞 働省令</p>	
<p>同条第二 項</p>	
<p>労働保険特別会計 労働勘定 労災勘定</p>	<p>災害補償保険法に よる労働者災害補 償保険事業として 行われる業務に係 る経理における国 庫納付金にあつて は労働保険特別会 計労働勘定、雇用 保険法（昭和四十 九年法律第百十六 号）による雇用保 険事業として行わ れる業務に係る経 理における国庫納 付金にあつては勞 働保険特別会計雇 用勘定）</p>

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	勘定 保険特別会計 労災

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

○ 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第十五条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略） （削る） 四～十七 （略）</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第十五条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略） 四 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 五～十八 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）<u>、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済（以下単に「退職金共済」という。）又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とする。</u></p> <p>（企業型年金加入者となる者）</p> <p>第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施されていた確定給付企業年金、<u>退職金共済</u>又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金、<u>退職金共済</u>又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金、<u>退職金共済</u>又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金</p>	<p>（企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）<u>又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とする。</u></p> <p>（企業型年金加入者となる者）</p> <p>第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施されていた確定給付企業年金又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者を除く。</p>

の企業型年金加入者であった者を除く。)とする。

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二條 法第五十四條第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九條に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等(同法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。次号において同じ。)が同法第八十二條の二第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が、その者が負担した掛金を原資とする部分(以下この号及び次号において「本人負担分」という。))の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。)

二 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第八十二條の二第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。)

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約(中小企業退職金共済法第二條第三項に規定する退職金共済契約をいう。)

(が解除された場合における同法第十七條第一項に規定する解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額であつて、独立行政法人勤労者退職金共済機構が同項後段の規定により当該資産管理機関に移換するもの)

四 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程(以下

)とする。

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二條 法第五十四條第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九條に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等(同法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。次号において同じ。)が同法第八十二條の二第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が、その者が負担した掛金を原資とする部分(以下この号及び次号において「本人負担分」という。))の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。)

二 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第八十二條の二第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。)

(新設)

三 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程(以下

この号において「退職給与規程」という。)を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産(イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内に限る。以下この号において「移換資産」という。)であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日(以下この号において「移行日」という。)の属する年度から、当該年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して(次項第四号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあつては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを一括して)移換するもの

イ 移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ロ イに規定する使用人のうち移行日に在職しているもの全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に前二号のいずれかに掲げる資産を移換することとなつた場合には、当該移換することとなつた資産に相当する額

2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れを行うものとする。

一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付

この号において「退職給与規程」という。)を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産(イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内に限る。以下この号において「移換資産」という。)であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日(以下この号において「移行日」という。)の属する年度から、当該年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して(次項第三号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあつては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを一括して)移換するもの

イ 移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ロ イに規定する使用人のうち移行日に在職しているもの全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に前二号のいずれかに掲げる資産を移換することとなつた場合には、当該移換することとなつた資産に相当する額

2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れを行うものとする。

一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付

企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

二 前項第二号に掲げる資産 当該確定給付企業年金の清算が結了した日

三 前項第三号に掲げる資産 中小企業退職金共済法第十七条第一項後段の規定による申出を行った日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

四 前項第四号に掲げる資産であつてその年度において移換を受けるもの その年度における企業型年金規約で定める日（当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該資産が個人別管理資産に充てられるものに限る。）に係るものにあつては、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日）

企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

二 前項第二号に掲げる資産 当該確定給付企業年金の清算が結了した日

（新設）

三 前項第三号に掲げる資産であつてその年度において移換を受けるもの その年度における企業型年金規約で定める日（当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該資産が個人別管理資産に充てられるものに限る。）に係るものにあつては、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～三十二（略）</p> <p>三十三 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第四条第二項</p> <p>三十四～三十六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～三十二（略）</p> <p>三十三 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第四条第二項</p> <p>三十四～三十六（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。
 四号）（抄）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海</p>	<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海</p>

技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技

技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機

術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。） 、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。） 、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害</p>

者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2・3 (略)

4 第六十九条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。以下この節において同じ。）、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長（これらの者が第六十九条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において同じ。）は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院にあるべき投票人の依頼があつた場合においては、自

者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2・3 (略)

4 第六十九条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。以下この節において同じ。）、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長（これらの者が第六十九条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において同じ。）は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別

ら又はその代理人によって、これらの投票人に代わって、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもって同項の請求及び申立て並びに前項の申立てをすることができる。

5 船員（投票人名簿登録証明書の交付を受けている船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。第八十三条を除き、以下の節において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船員に代わって船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が前項の規定による請求をする場合においては、第一項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書を提出しなければならない。

6 第八十四条第一項に規定する南極投票人証の交付を受けた投票人が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該投票人に代わって船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求をする場合においては、第一項の選挙管理委員会の委員長に当該投票人の南極投票人証を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該投票人の南極投票人証を提出しなければならない。

（船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例

所又は婦人補導院にあるべき投票人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、これらの投票人に代わって、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもって同項の請求及び申立て並びに前項の申立てをすることができる。

5 船員（投票人名簿登録証明書の交付を受けている船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。第八十三条を除き、以下の節において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船員に代わって船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が前項の規定による請求をする場合においては、第一項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書を提出しなければならない。

6 第八十四条第一項に規定する南極投票人証の交付を受けた投票人が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該投票人に代わって船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求をする場合においては、第一項の選挙管理委員会の委員長に当該投票人の南極投票人証を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該投票人の南極投票人証を提出しなければならない。

（船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例

第六十五条 (略)

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、同条第三項中「投票人」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「あるべき投票人の依頼があつた」とあるのは「あるべき船員で、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において投票をしようとするものの依頼があつた」と、「投票人に」とあるのは「船員に」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「文書をもって」とあるのは「文書により、投票人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第六十九条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、投票人名簿登録証明書及び船員手帳）を提示して、」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第六十七条 (略)

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号の措置をとる場合においては、当該投票人について、氏名及び生年月日（当該投票人が、船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において投票をしようとするものときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、

第六十五条 (略)

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、同条第三項中「投票人」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「あるべき投票人の依頼があつた」とあるのは「あるべき船員で、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において投票をしようとするものの依頼があつた」と、「投票人に」とあるのは「船員に」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「文書をもって」とあるのは「文書により、投票人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第六十九条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、投票人名簿登録証明書及び船員手帳）を提示して、」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第六十七条 (略)

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号の措置をとる場合においては、当該投票人について、氏名及び生年月日（当該投票人が、船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において投票をしようとするものときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リ

少年院、少年鑑別所又は婦人補導院の名称)を記載した不在者投票
証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者
投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、
これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、投票人に交付し、
又は郵便等をもって発送しなければならない。

3・4 (略)

(不在者投票管理者)

第六十九条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都
道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、
都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに
入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管
理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道
府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第
六十四条第一項の規定による請求をしたもの(第七十二条第一項に
おいて「病院等」に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求を
したものと)。の不在者投票については、前項の規定による
ほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホー
ムの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設
の長を法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にか
かわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第六十一条第一項に規
定する不在者投票管理者とする。

ハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、
少年院、少年鑑別所又は婦人補導院の名称)を記載した不在者投票
証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者
投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、
これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、投票人に交付し、
又は郵便等をもって発送しなければならない。

3・4 (略)

(不在者投票管理者)

第六十九条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都
道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、
都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに
入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管
理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府
県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災
リハビリテーション作業所に入所している者で、第六十四条第一項
の規定による請求をしたもの(第七十二条第一項において「病院等
」に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたものとい
う。)の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院
の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保
養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハ
ビリテーション作業所の長を法第六十一条第一項に規定する不在者
投票管理者とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にか
かわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第六十一条第一項に規
定する不在者投票管理者とする。

一 (略)

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長

三 (略)

5 5 7 (略)

8 第四項第一号若しくは第六項の船舶の船長、第二項若しくは第四項第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、第五項の特定国外派遣組織の長又は前項の南極地域調査組織の長は、外国人である場合においては、第二項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることできない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によって船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、

一 (略)

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者（これらの者で、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長

三 (略)

5 5 7 (略)

8 第四項第一号若しくは第六項の船舶の船長、第二項若しくは第四項第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長若しくは労災リハビリテーション作業所の長、第五項の特定国外派遣組織の長又は前項の南極地域調査組織の長は、外国人である場合においては、第二項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることできない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によって船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、

刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、婦人補導院の長、特定国外派遣組織の長若しくは南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第百三条 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項	(略)	(略)	(略)
		もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十	ものは

労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、婦人補導院の長、特定国外派遣組織の長若しくは南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第百三条 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項	(略)	(略)	(略)
		もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十	ものは

九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において

九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において

同じ。)であつて重
度の身体障害を有す
るもののリハビリテ
ーションに関し、治
療、訓練及び支援を
行うこと並びに戦傷
病者の保養を行うこ
とをつかさどるもの
として総務省令で定
めるものをいう。以
下この節において同
じ。)身体障害者
支援施設(障害者の
日常生活及び社会生
活を総合的に支援す
るための法律(平成
十七年法律第二百十
三号)第五条第十一
項に規定する障害者
支援施設及び同条第
二十六項に規定する
福祉ホームのうち、
専ら身体障害者を入
所させる施設をいう
。以下この節におい
て同じ。)保護施
設(生活保護法(昭
和二十五年法律第百

同じ。)であつて重
度の身体障害を有す
るもののリハビリテ
ーションに関し、治
療、訓練及び支援を
行うこと並びに戦傷
病者の保養を行うこ
とをつかさどるもの
として総務省令で定
めるものをいう。以
下この節において同
じ。)身体障害者
支援施設(障害者の
日常生活及び社会生
活を総合的に支援す
るための法律(平成
十七年法律第二百十
三号)第五条第十一
項に規定する障害者
支援施設及び同条第
二十六項に規定する
福祉ホームのうち、
専ら身体障害者を入
所させる施設をいう
。以下この節におい
て同じ。)保護施
設(生活保護法(昭
和二十五年法律第百

2・3 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)

四十四号) 第三十八
条第一項に規定する
救護施設及び更生施
設をいう。以下この
節において同じ。))
、刑事施設、労役場
、監置場、留置施設
、少年院、少年鑑別
所若しくは婦人補導
院において投票をし
ようとするものは

2・3 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)

四十四号) 第三十八
条第一項に規定する
救護施設及び更生施
設をいう。以下この
節において同じ。))
、労災リハビリテー
ション作業所(独立
行政法人労働者健康
福祉機構法(平成十
四年法律第七十一
号)第十二条第一項
第七号に規定するリ
ハビリテーション施
設をいう。以下この
節において同じ。))
、刑事施設、労役場
、監置場、留置施設
、少年院、少年鑑別
所若しくは婦人補導
院において投票をし
ようとするものは

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額及び月数）</p> <p>第四十三条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式により定まる金額とする。</p> <p>2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める月数は、<u>同条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額（付録において「交付額」という。）を超えない範囲内において最大となるもの（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十八条、第三十一条の二第一項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項に基づく申出に係る被共済者にあつては、零月）とする。</u></p> <p>付録（第四十三条関係）</p> $A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{t/12} + B$ <p>備考</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額及び月数）</p> <p>第四十三条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額は、<u>別表の規定により次項に規定する月数により定まる金額とする。</u></p> <p>2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める月数は、<u>平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額（付録において「交付額」という。）を超えない範囲内において最大となるもの（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十八条及び第五十五条に基づく申出を行った被共済者にあつては、零月）とする。</u></p> <p>付録（第四十三条関係）</p> $(A \times P / 1000) \times 1.01^{t/12} + B$ <p>備考</p>

一 A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属する月までの月数

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に中小企業退職金共済法第十条第二項第三号の規定により算定される金額

二 $A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{t/12}$ に一月未満の端数が生じたときは、

これを一円に切り上げるものとする。

一 A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 別表の規定により各月数により定まる金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属する月までの月数

B 第四十三条第二項に規定する月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合における中小企業退職金共済法第十条第二項第三号の規定により支払われる金額

二 $(A \times P / 1000) \times 1.01^{t/12}$ に一月未満の端数が生じたときは、

これを一円に切り上げるものとする。

改正案	現行
<p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>十八 独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>十九 二一（略）</p> <p>2 安全衛生部は、前項第四号及び第五号に掲げる事務（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）<u>、同項第十六号に掲げる事務のうち家内労働者の安全及び衛生に関すること並びに同項第十八号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>（計画課の所掌事務）</p> <p>第六十八条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>五 独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>六（略）</p>	<p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十八 二〇（略）</p> <p>2 安全衛生部は、前項第四号及び第五号に掲げる事務（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）<u>並びに同項第十六号に掲げる事務のうち家内労働者の安全及び衛生に関することをつかさどる。</u></p> <p>（計画課の所掌事務）</p> <p>第六十八条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五（略）</p>